

## フランスの中小企業金融

国民生活金融公庫総合研究所 主席研究員  
村上 義昭

### 要 旨

フランスは日本と同様、中小企業が経済活動において大きなウエートを占めている。しかしながら、中小企業に資金を供給する仕組みには日本とは異なる点が少なくない。その特徴は以下の通りである。

- 1 公的機関（商事裁判所及びフランス銀行）が企業情報データベースを作成し、金融の円滑化を図ろうとしている。これらのデータベースは民間金融機関において幅広く利用されている。
- 2 運用を中小企業への融資に限定した非課税預金が存在する。
- 3 庶民銀行に代表される協同組織金融機関では、顧客とのリレーションシップを重視している。多くの中小企業と取引することで蓄積している審査ノウハウや、地域に密着することで得られる各種の情報を活用している。
- 4 協同組織型の信用保証会社である相互保証会社が、小規模企業向けの融資において一定の役割を果たしている。
- 5 以上のように、民間金融機関を通じて中小企業向けの融資を円滑化させるような仕組みはあるものの、フランスには厳格な上限金利制度や個人事業主の非事業用資産を保護する制度があることから、多くの民間金融機関は中小企業向けの融資に慎重な姿勢を崩していない。
- 6 このため政府は、公的金融機関と民間非営利組織を通じて資金供給の円滑化を図っている。
  - ・ 公的金融機関であるBDPMEは、協調融資と信用保証（部分保証）によって民間金融機関に対して中小企業向け融資のインセンティブを与えようとしている。
  - ・ 民間非営利組織が既存の金融システムの枠組みでは対応できない失業者等に対して小口の創業資金を融資するとともに、創業直後に経営上のアドバイス等も提供している。

これらの特徴に共通することは、民間金融機関のコストやリスクを低減させることで中小企業向けの融資を引き出そうという発想である。日本と大きく異なる制度をベースに成り立っている仕組みをそのまま日本に適用することはできないが、その背景にある発想に学ぶことは重要である。

### 1 フランスの中小企業：定義と地位

まず、フランスにおける中小企業の定義と経済

活動に占めるウエートを簡単にみておこう。

フランスでは、従来「従業員500人未満の企業」が慣習的に中小企業とみなされてきたが、現在では1996年に定められた欧州連合の定義が採用され

ている。すなわち、次の①～③の基準をすべて満たす企業が中小企業 (PME: petites et moyennes entreprises) である。

- ① 雇用者数250人未満
- ② 年間売上高4,000万ユーロ (約54億円, 1ユーロ=135円で換算, 以下同じ) 以下または総資産額2,700万ユーロ (約36億円) 以下<sup>1</sup>
- ③ 中小企業の定義に合致しない企業に25%以上の株式を保有されていない

統計では①の雇用者数を基準として中小企業数などが算出されることが多い。また、中小企業のなかでも雇用者数20人未満の企業は、小規模企業 (TPE: très petites entreprises) として区分されることもある<sup>2</sup>。

なお、規模の概念とは異なるが、中小企業の一部に個人企業 (entrepreneur individuel) が存在する。また、手工業者 (artisanat, 食料品加工業者や建築業者など)<sup>3</sup>、自由業者 (professions libérales, 医者や弁護士など) という区分があり、

中小企業概念と部分的に重なっている。

フランスの中小企業数は238万社を数え、総企業数の99.8%を占める (表一1)。また総従業員数1,591万人のうち、中小企業は1,004万人、63.1%を吸収している。産出する付加価値額でも、中小企業は過半 (53.2%) を占めている。

## 2 フランスの金融機関

### (1) 金融機関の体系

次にフランスの金融機関について概略をみておきたい。

現在のフランスの金融機関体系は、1984年に制定された銀行法 (Loi relative à l'activité et au contrôle des établissements de crédit) によって枠組みが定められている。当時、フランスの金融機関は過度に規制され、業態間の分離が徹底していた。そこで業態の別にかかわらず、すべての

表一1 フランスの企業数および従業員数、付加価値額

分類		企業数 (2002年)		従業員数 (2001年)		付加価値額 (2001年)	
		(千社)	構成比 (%)	(千人)	構成比 (%)	(10億ユーロ)	構成比 (%)
全体		2,389.0	100.0	15,912.6	100.0	692.0	100.0
雇用者規模別	250人以上	4.8	0.2	5,868.2	36.9	323.8	46.8
	250人未満	2,384.2	99.8	10,044.4	63.1	368.2	53.2
	20人未満	2,306.4	96.5	5,791.4	36.4	193.2	27.9
法的形態別	個人企業	1,328.1	55.6	n.a	n.a	n.a	n.a
	法人企業	1,060.9	44.4	n.a	n.a	n.a	n.a
特掲区分	手工業者	807.0	33.8	2,255	14.2	66.1	9.6
	自由業者	589.0	24.7	*1,319	*8.5	*58.7	*8.8

資料: Agence des PME [2003 a], 経済財政産業省中小企業担当局のウェブサイト (<http://www.pme.gouv.fr>)

(注) 1 農林漁業, 金融業を除く。

2 \*は2000年の数値である。

3 個人企業はすべて雇用者数250人未満の企業である。

<sup>1</sup> 定義の修正により、2005年以降は年間売上高5,000万ユーロ (約58億円) 以下、総資産額4,300万ユーロ (約68億円) 以下となった。

<sup>2</sup> 雇用者数10人未満の企業を小規模企業 (TPE) とする定義も少なくないが、ここでは経済財政産業省中小企業担当局 (Ministère des Petites et Moyennes Entreprises, du Commerce, de l'Artisanat, des Professions libérales et de la Consommation) の定義に従った。

<sup>3</sup> 手工業者に含まれる業種は、1998年4月2日付け政令 (décret) 第98-247号別表に定義されている。

金融機関を同じルールの下に置き、競争を促進するために同法が制定された。なお、現在、銀行法の内容の多くは通貨金融法典 (Code monétaire et financier) に引き継がれている。

金融機関に付与する免許の種類として定められているのは、①銀行 (banques)、②相互・協同組合銀行 (banques mutualistes ou coopératives)、③市町村信用金庫 (caisses de crédit municipal)、④金融会社 (sociétés financières)、⑤特殊金融機関 (institutions financières spécialisées) の五つである (通貨金融法典第511条の9)。このうち、①～③の金融機関はすべての銀行業務を行うことができる。

これらの業態はさらにいくつかの業態に分かれる。

#### ア 銀行

「銀行」 (banques) は商業銀行に相当する金融機関である。営業免許を付与する金融機関・投資サービス会社委員会 (CECEI: Comité des Établissements de Crédit et des Entreprises d'Investissement) は慣習的に、業務内容などに応じて銀行を次の九つのグループに類型化している<sup>5</sup>。

①大銀行：BNP パリバ、ソシエテ・ジェネレルなど、あらゆる銀行業務を行うメガバンク。

②地域銀行：営業地域が定められており、多くは個人や中小企業を対象としている。

③特定分野の業務を行う銀行：不動産融資や販売信用などを供与する銀行 (後述の金融会社との違いは、預金を受け入れている点にある)。

④投資銀行

⑤事業会社が保有するグループ銀行

⑥海外県・海外領土で営業する銀行

⑦外国銀行の子会社・支店

⑧限定的な免許を付与された銀行：リテール専門銀行、地方自治体向けの銀行など。

⑨資産管理銀行

#### イ 相互・協同組合銀行

相互・協同組合銀行は、組合員の相互扶助を目的とする協同組織金融機関である。欧州に広く存在する業態であるが、特にフランスではそのプレゼンスが大きい。

相互・協同組合銀行は、基本的にはすべての銀行業務を営むことができるが、それぞれの業態を規制する法律等によって定められた限度を順守しなければならない (通貨金融法典第511条の9)。また、営業地域も県あるいは複数の県に限定されている。

相互・協同組合銀行に属する主要な業態は、①庶民銀行 (banques populaires)、②クレディ・アグリコル (Crédit agricole)、③クレディ・ミュチュアル (Crédit mutuel)、④貯蓄共済金庫 (caisses d'épargne et de prévoyance) の四つである。これらの業態はそれぞれに中央機構を持ち、グループとして一体的に運営されている。

庶民銀行は個人企業や中小企業経営者などの組合員 (約256万人) が出資して設立した協同組織金融機関である。全国に20行の庶民銀行があり、庶民銀行連合銀行 (Banque Fédérale des Banques Populaires) を中央機構として庶民銀行グループを形成している。庶民銀行はグループ内でリテール部門を担っており、その融資先は個人と中小企業、なかでも小規模企業が主力である。

クレディ・アグリコルは農家の相互扶助協同組合として19世紀終わりに創設された。もともとは農業金融に特化していたが、現在ではあらゆる分野の業務を手がけている。2003年には三大商業銀行の一つであったクレディ・リヨネをグループ傘

<sup>4</sup> 銀行業務とは、①公衆からの資金の受け入れ、②信用供与、③決済手段の提供・管理の三つを指す (通貨金融法典第311条の1)。

<sup>5</sup> CECEI [2003] p.169~p.171

下におさめるなど、実態は巨大なユニバーサル銀行となっている。

クレディ・ミュチュアルはキリスト教系共助組合を発祥とする<sup>6</sup>。伝統的に個人市場に強く、融資残高の46.7%が住宅ローンである(2003年)。また、個人向け生損保の分野でもプレゼンスが大きい。1998年には、有力商業銀行である商工銀行(CIC: Crédit Industriel et Commercial)を中核とするCICグループを傘下におさめた。

貯蓄共済金庫は貯蓄の奨励と共済の発展を目的として1818年に創設された。公的金融機関である預金供託公庫(CDC: Caisse des Dépôts et Consignations)や郵便貯金局(la Poste)<sup>7</sup>と密接な関係をもっている。1988年までは企業との取引を禁じられていたが、それ以降は特に中小企業分野に参入している。

#### ウ 市町村信用金庫

市町村信用金庫は市町村の公的機関であり、信用供与および社会扶助を行う。独占事業として質権融資(質屋)を営むほか、預金受け入れ、決済手段の提供、原則として個人に対する融資を行うことが認められている。

#### エ 金融会社

金融会社は、付与された免許に認められた業務しか行えず、預金(一覧払い預金および期間2年以下の預金)の受け入れも認められていない。その主要な業務は次の通りである<sup>8</sup>。

- ①販売信用
- ②住宅ローン
- ③不動産・動産のリース
- ④企業向け中長期融資

- ⑤ファクタリング
- ⑥信用保証
- ⑦小切手、旅行小切手などによる支払い手段の提供

#### オ 特殊金融機関

特殊金融機関は、公共の利益に寄与する任務を国から与えられた金融機関である。その任務に関連する銀行業務以外は行えない。また、預金(一覧払い預金および期間2年以下の預金)の受け入れも認められていない。

2005年3月現在、特殊金融機関に該当するのは、中小企業に信用保証を供与するSofaris(後述)やフランス開発庁(AFD: Agence de française de développement, 海外県等の開発金融, ODAの実施機関)、地域の開発公社など11機関である。

#### (2) 金融機関数の推移

表-2はフランスの金融機関数の推移をみたものである。その特徴として次の3点が指摘できる。

第1は、1990年代以降金融機関数が大幅に減少していることである。1990年に2,027機関を数えた金融機関は、2005年3月時点では881機関と半分以下になった。その大きな理由としては、情報化投資において規模の経済性が追求されたことがあげられている<sup>9</sup>。その結果、同じグループ内の金融機関同士、あるいは同じ業務を行う金融機関同士(リース会社など)で再編が進行した。また、欧州の市場統合(1993年)に伴い欧州規模で金融機関の競争が激化したことから、買収等によって規模の拡大が志向されたことも、金融機関数の減少につながった。

第2は外国銀行のウエートが高まっていること

<sup>6</sup> 廣住 [2005] p.5

<sup>7</sup> 預金供託公庫や郵便貯金局は銀行法が定める金融機関には該当しない。

<sup>8</sup> CECEI [2003] p.192

<sup>9</sup> CHOINEL [2002] p.32

フランスの中小企業金融

表一 2 金融機関数の推移（各年末）

	1984	1990	2000	2001	2002	2003	2004	2005
銀行	349	406	339	332	314	304	299	300
うち外国銀行	141	164	195	188	176	167	n.a	n.a
相互・協同組合銀行	663	359	153	147	135	128	126	126
庶民銀行	n.a	n.a	31	30	25	31	30	30
クレディ・コオペラティブ	n.a	n.a	10	10	9	-	-	-
クレディ・アグリコル	n.a	n.a	53	49	46	45	44	44
クレディ・ミュチュアル	n.a	n.a	24	23	21	20	20	20
貯蓄共済金庫	n.a	n.a	34	34	33	31	31	31
銀行協同組織会社	n.a	n.a	1	1	1	1	1	1
市町村信用金庫	21	21	21	20	20	20	20	20
すべての銀行業務の営業資格をもつ機関	1,033	786	513	499	469	452	445	446
金融会社	940	1,209	553	519	490	458	424	424
特殊金融機関	28	32	19	17	16	15	11	11
特定業務の資格をもつ機関	968	1,241	572	536	506	473	435	435
合計	2,001	2,027	1,085	1,035	975	925	880	881

資料：CHOINEL [2002], CECEI [2003], 同 "Liste des établissements de crédit au 31 mars 2005"

- (注) 1 モナコで営業する金融機関を除く。  
 2 2005年の数値は2005年3月の数値である。  
 3 クレディ・コオペラティブは庶民銀行グループに加入したことから、2003年以降は庶民銀行と合算されている。

である。1984年に141機関であった外国銀行は2000年に195機関にまで増加した。その後は緩やかに減少しているものの、金融機関数合計が大幅に減少していることから、外国銀行のウエートは高止まりしている。外国銀行のウエートが高まっている要因としては、欧州の市場統合によって、欧州経済域内の銀行は域内に自由に支店を開設できるようになったことがあげられる。

第3は業態を越えた統合が活発になっていることである。例えば、庶民銀行グループによるナテキシス (Natexis) の買収 (1998年)、クレディ・ミュチュアルグループによるCICグループの買収 (1998年)、クレディ・アグリコルグループによるクレディ・リヨネの買収 (2003年) など、相互・協同組合銀行が有力商業銀行を買収するケースが目立つ。

### 3 民間金融機関を通じた資金供給

1でみたように、中小企業はフランス経済において大きなウエートを占めている。そこで重要になるのは、中小企業に対して円滑に資金が供給されているかどうかである。以下ではフランスの中小企業金融の特徴にスポットを当ててみていくことにする。

まず、民間金融機関を通じた資金供給にはどのような特徴があるのだろうか。

#### (1) 公的な企業情報データベースを審査に活用

フランスの中小企業金融の特徴としてまずあげられるのは、商事裁判所 (tribunal de commerce) やフランス銀行が作成している企業情報

データベースを民間金融機関が融資審査などに活用していることである。

ア 「Infogrefe」(商事裁判所)

商事裁判所が作成している Infogrefe は、商事裁判所の権限によって収集した各種の情報を企業ごとにまとめたデータベースである。インターネットなどを通じて一般に公開されている。

フランスでは法律 (1967年制定)<sup>10</sup>によって、株式会社、有限会社などの事業法人 (約100万社) は商事裁判所に財務諸表を毎年提出することが義務づけられている。提出された財務諸表は、商業登記や抵当権等の登記といった登記情報、会社更生や企業清算に関する司法記録などとともに、公開の対象となっている (表-3)。

Infogrefe は企業間信用を円滑化し、連鎖倒産を予防することを主目的に設けられた。しかしそ

れだけにとどまらず、民間金融機関が新規取引先などを審査する際の情報源にもなっている。また民間調査会社も Infogrefe の情報を基礎として、独自の情報を付加した信用情報を提供するなど、Infogrefe はさまざまな形で金融機関や企業のリスク管理に役立てられている。

イ 「FIBEN」(フランス銀行)

中央銀行であるフランス銀行が作成しているデータベースは、FIBEN (le fichier bancaire des entreprises, 直訳すると「銀行の企業ファイル」と呼ばれている。もともとはフランス銀行が再割引する商業手形の適格性を判定するために収集していた情報を基にして、1982年に本格的に構築された<sup>11</sup>。

同様のデータベースは、ベルギーやイタリアなどでも中央銀行が構築している。なお、日本にも

表-3 商事裁判所が公開している主な企業情報

企業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業名, 登録番号</li> <li>・住所</li> <li>・事業内容</li> <li>・組織形態</li> <li>・年間売上高, 利益, 従業者数</li> </ul>
商業登記	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 (登録番号, 企業名など)</li> <li>・企業の概要 (組織形態, 資本金, 所在地, 決算日, 事業内容など)</li> <li>・役員 (名前, 性別, 生年月日, 出身地, 自宅住所など)</li> <li>・その他</li> </ul>
司法記録	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会社更生や企業清算に関する情報, 判決文</li> </ul>
財務諸表 (3年分)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸借対照表, 損益計算書</li> <li>・各種明細表</li> <li>・会計監査役の報告 など</li> </ul>
抵当権等の設定状況	

資料: Infogrefe のウェブサイト (<http://www.infogrefe.fr>)

(注) これらの情報は Infogrefe のウェブサイトですぐ入手できる。

- ・企業の概要: 無料
- ・商業登記: 4.81ユーロ (約650円)
- ・すべての情報: 66.32ユーロ (約9,000円)

<sup>10</sup> 1967年3月23日付け政令67-236号第293条ほか。財務諸表を提出しない場合は罰金が科される旨の定めもある。

<sup>11</sup> 現在でも、信用格付け (後述) が「3++」, 「3+」, 「3」である企業に対する債権 (残存期間2年以内) については、フランス銀行の買い取り対象である。

フランスの中小企業金融

CRD (Credit Risk Database: 中小企業信用リスク情報データベース) と呼ばれるデータベースがあるが、これはスコアリングモデルを構築することを主目的としている。企業や経営者を特定して個別の情報を得られない点が FIBEN とは大きく異なる。

FIBEN の対象になるのは、売上高や銀行借入残高など一定の基準を満たした企業 (法人及び個人)

とその経営者である (表—4)。これらの企業や経営者についてフランス銀行は、金融機関や商事裁判所、官報などを通じてさまざまな情報を収集している (表—5)。2004年時点で350万社の企業と250万人の経営者をカバーしている<sup>12</sup>。さらに、一部の企業については、財務情報も収集している。

これらの情報をもとに、フランス銀行は企業や

表—4 FIBEN の対象

本店または住所がフランス本国にある企業 (個人及び法人) のうち、以下の基準に一つでも該当する企業及びその経営者	
年間売上高	・75万ユーロ (約1億円) 以上
資本金	・ (株式会社) 資本金7万6,000ユーロ (約1,000万円) 以上 ・ (有限会社) 資本金3万5,000ユーロ (約400万円) 以上
銀行融資の残高	・7万ユーロ (約950万円) 以上 (2005年10月以降は2万5,000ユーロ (約350万円) に引き下げられる)
特定の事象	・手形不渡り事故を起こした企業 ・商事裁判所が破産などの裁定を下した企業 ・資本金の半分以上を毀損した企業 (注) など
関連企業	・対象企業の関連企業

資料: フランス銀行における聞き取り調査

(注) フランスでは商法の定めにより、資本が資本金の半分を下回った企業は、①企業を解散する、②2事業年度以内に減資し、資本が資本金を上回るようにする、③2事業年度以内に増資し、資本が資本金の半分以上になるようにする、のいずれかを選択しなければならない。(有限会社については商法第223条の42、株式会社については同第225条の248)

表—5 FIBEN の収集情報

企業情報 (350万社)	・企業名、代表者名、出資者、本店所在地、業種、関連会社 ・不渡り情報、銀行融資情報・返済履歴 ・司法記録など
経営者情報 (250万人)	・倒産履歴
財務情報 (20万社)	・貸借対照表、損益決算書、各種明細表

資料: フランス銀行における聞き取り調査

(注) 1 ( ) 内は2004年時点の蓄積情報件数。

2 財務情報の収集対象は、FIBEN の対象企業のうち、①年間売上高75万ユーロ (約1億円) 以上の企業、または②銀行融資の残高が38万ユーロ (約5,000万円) 以上の企業 (2005年10月以降は2万5,000ユーロ (約350万円) に引き下げられる) に該当する法人企業である。

<sup>12</sup> ただし、実際に情報がメンテナンスされているのは120万社程度だといわれている (Commission des Finances, du contrôle budgétaire et des comptes économiques de la Nation [2003] p.96)。それでも、フランスの企業のほぼ半分に相当する。

経営者に3種類の格付けを付与している(表-6)。メーンは、財務情報を収集している企業を対象に信用リスクを13段階で評価した信用格付けである。

FIBENを利用できるのは、フランス銀行と機密保持契約を交わした金融機関約750機関である。フランスの金融機関全体(約880機関)の8割以上に当たる。利用件数は毎月120万件以上にのぼる。

金融機関の多くは、未取引企業に対する融資審査の判断材料としてFIBENを利用している。例えばイル・ド・フランス・パリ貯蓄共済金庫(Caisses d'épargne et de prévoyance Ile de

France-Paris)の法人部門では、FIBENの信用格付けが5+以上の高い格付けをもつ企業でなければ取引をしないと定めている。つまり、FIBENによって融資審査の入り口で企業を選別し、手間とコストを省いているのだ。

中小企業にとってもFIBENはメリットがある。規模が小さいからといって低位に格付けされるのではなく、客観的な評価を受けることができるからである。例えば、リヨン市で翻訳会社を営むVersion Internationale(有限会社、1990年創業・1996年法人設立、従業員18人、2003年の売上高131万ユーロ(約1億8,000万円)、利益4万2,000

表-6 FIBENの格付け情報

種類	基準	格付けの段階
事業規模格付け	・年間売上高	11段階 ・A：7億5,000万ユーロ以上 ・B：1億5,000万ユーロ以上7億5,000万ユーロ未満 ・C：5,000万ユーロ以上1億5,000万ユーロ未満 ・D：3,000万ユーロ以上5,000万ユーロ未満 ・E：1,500万ユーロ以上3,000万ユーロ未満 ・F：750万ユーロ以上1,500万ユーロ未満 ・G：150万ユーロ以上750万ユーロ未満 ・H：75万ユーロ以上150万ユーロ未満 ・J：75万ユーロ未満 ・N：売上高に有意性がない(持ち株会社など) ・X：売上高が不明、または情報が古い
信用格付け	・財務内容 ・支払い能力 ・経営者、取引先などの定性情報 ・不渡りや司法手続きの有無 など	13段階 ・3++：極めて優れている ・3+：非常に高い ・3：高い ・4+：やや高い ・4：許容レベルにある ・5+：やや弱い ・5：弱い ・6：非常に弱い ・7：特別な注意を要す ・8：危ぶまれる ・9：危険な状態にある ・P：司法手続きに入った企業 ・0：不利な情報がない、または財務資料がない
経営者格付け	・直近5年間の倒産履歴	4段階 ・000：倒産歴なし ・040：倒産歴1回 ・050：倒産歴2回または商事裁判所による司法処分を受けたことがある ・060：倒産歴3回以上

資料：フランス銀行における聞き取り調査, Banque de France [2004 a], [2004 b]



ユーロ（約600万円）は、IT企業に勤務して技術翻訳を手がけていた Patrick BAJON さんが勤務先を解雇されたのをきっかけに創業した企業である。創業後数年は銀行からの借り入れが極めて困難だった。しかしここ数年は、小規模企業ではあるものの、FIBENで最高位の信用格付けを取得したおかげで、銀行からスムーズに借り入れられるようになってきているという。

日本でも、民間の信用調査会社が Infogreffe や FIBEN に相当する企業情報を提供している。フランスでは、もともとあった法制度や仕組みを背景として、そうした役割を公的機関が担い、多くの企業について客観的な情報を民間金融機関に提供しているのである。

(2) 非課税預金を原資とする融資制度

フランスの金融機関の多くは産業振興向け預金口座(CODEVI: Compte pour le développement industriel) を扱っている。これは、Prêt

CODEVI と称される中小企業向け融資に運用を限定した、利子非課税の預金商品である（表一七）。預金に対して税制上の優遇措置を講じることで、民間金融機関が中小企業向け融資の原資を容易に確保できるようにと、1983年に創設された<sup>13</sup>。

この制度を利用することで、民間金融機関には二つのメリットがある。

第1は低利で資金を調達できることだ。CODEVIの預金金利は2004年12月現在2.25%である。この金利は期間3カ月以内の通知預金（2004年12月現在、2.56%）、2年超の定期預金（同2.83%）を下回る水準であり、民間金融機関は低利で資金調達できる。ただし、利子課税控除後の実質的な預金金利は、前者が1.89%、後者が2.09%となり<sup>14</sup>、非課税預金であるCODEVIのほうが実質的な預金金利は高い。つまり、金融機関にとっては低利で資金を調達できるだけでなく、預金者にとっても有利な預金商品になっているのである。その結果、民間金融機関の資金調達は容易に

表一七 CODEVI 及び Prêt CODEVI の概要

CODEVI (預金)	預け入れ対象者	フランスに居住するすべての個人（1人1口座のみ）
	預金金額	15ユーロ（約2,000円）以上4,600ユーロ（約62万円）以下
	引き出し	自由（非拘束）
	金利	固定金利、非課税 金利水準は法令によって決定する（現在2.25%） 半月ごとに金利計算される
Prêt CODEVI (融資)	融資対象者	年間売上高が7,600万ユーロ（約100億円）以下の企業（大企業が50%以上出資している企業を除く）
	融資金額	設備投資額の70%以内 運転資金に利用することもできる
	期間	短期、長期ともに可能（リボルビング貸付は除く）
	金利	期間7年以下：上限6.25% 期間7年超：上限6.50%
	その他	BDPME（後述）の信用保証を付すことができる

資料：Banque de France [2001]、大山・成毛 [2002] ほか

<sup>13</sup> 1983年7月8日付け法律（loi）83-607号第5条ほか。

<sup>14</sup> フランスの利子課税は、総合課税と源泉分離課税のいずれかを選択する制度になっている。ここでは、源泉分離課税の税率26%を基に、利子課税控除後の実質的な預金金利を計算した。

なる。

第2は、CODEVI 預金の一部を、有利な条件で預金供託公庫に預託できることである。CODEVIで集められた預金のうち6.5%~9.0%は、預金供託公庫が発行する証券の購入に充てられる。この証券に優遇金利が付されている。

フランス政府はこのような二つのメリットを設けることで、民間金融機関から中小企業に対して円滑に資金を供給させようとしているのである。ただし、Prêt CODEVIの融資残高は2004年6月時点で124億ユーロ（約1兆7,000億円）に過ぎない<sup>15</sup>。

### (3) リレーションシップ・バンキングを 実践する金融機関

リレーションシップ・バンキングとは、金融機関が顧客と親密な関係を構築することで入手した顧客情報を利用して融資等を行う手法である。日本でも、金融庁が中小・地域金融機関向けのアクションプログラムにおいてリレーションシップの機能強化の必要性を唱えるなど、ここ数年注目されるようになってきている。

フランスには、リレーションシップ・バンキングを古くから実践する金融機関が存在する。その代表は庶民銀行である。

庶民銀行の融資審査の特徴は三つある。

第1は、中小企業向けの融資に特化することによって審査ノウハウを蓄積していることである。中小企業、とりわけ小規模企業の場合、決算書などをもとにした財務分析だけで融資可否の結論を下すのではなく、経営者の能力や意欲、店舗や保有設備の更新状況などといった定性面も加味して判断しなければならない。審査ノウハウを蓄積し

ているからこそ、こうした融資判断が可能になる。

第2は、地域や業界などと密接な関係をもつことで定性面の情報を入手していることである。

例えば、パリに本店を置くBRED 庶民銀行(BRED Banque Populaire)では、訪問調査を重視している。新規取引案件をすべて訪問するのはもちろんであるが、既往取引案件でも7割以上は訪問するようにしているという。このように顧客や地域と密接な関係をもつことで、経営者の評判や暮らしぶり、同業者からの評価などといったインフォーマルな情報までも含む、定性面の情報を入手しているのである。

第3の特徴は、融資可否の決裁権限を審査担当者に委譲していることである。

経営者の資質などといった定量化できない現場の情報を豊富にもっているのは、顧客に最も近い審査担当者である。したがって、的確な判断を下すには、顧客の現場に近く、判断材料を豊富にもつ審査担当者に決裁権限を委譲することが望ましい。庶民銀行ではこうした考えに基づき、30年前前からフラットな決裁システムを採用している。

例えばBRED 庶民銀行では、審査経験16カ月以上の職員を6段階に分けて、段階ごとに決裁できる金額を定めている。最高で90万ユーロ（約1億2,000万円）の決裁権限である。そして、担当した案件に返済事故が生じると、付与された権限額は引き下げられるなど、職員に対するチェック制度も備わっている。

このようなフラットな決裁システムによって、BRED 庶民銀行では審査案件の9割が支店レベルで決裁でき、審査の迅速化とコストの低減を図っている。

<sup>15</sup> 現在、多くの金融機関は容易に資金を調達できることから、CODEVIは中小企業向けの融資を促進する大きなインセンティブとはなっていないようである。実際、庶民銀行連合銀行でのヒアリングにおいて、「CODEVIの残高が今の10倍になったとしても、中小企業向けの融資はそんなに増えないだろう。問題は金融機関の資金調達にあるのではなく、中小企業の信用力にある」という声も聞かれた。

(4) 相互保証会社の存在

相互保証会社 (société de caution mutuelle) が存在することも、フランスの特徴である。これは協同組織型の信用保証会社であり、出資者である組合員が金融機関から融資を受ける際に信用保証を供与する。組合員は手工業者や個人事業主などの小規模企業経営者が多い。

相互保証会社は第二次世界大戦後の経済復興期に成長を遂げた。しかしながら、多くの会社が業種単位で組織されており、リスクの分散が困難であったことなどから次第に姿を消し<sup>16</sup>、90年代初めに約240社あった<sup>17</sup>相互保証会社は、現在半分以上にまで減少している。

現在残っている相互保証会社の代表は、SOCAMA (Société de Caution Mutuelle de l'Artisanat et des Petites Entreprises, 直訳すると「手工業者と小規模企業の相互保証会社」)、SIAGI (Société Interprofessionnelle Artisanale de Garantie d'Investissements, 同「業種横断的な手工業者の投資保証会社」) の二つである。

前者は庶民銀行グループに専属する相互保証会社で、全国に42の会社がある(表-8)。後者は手工業会議所が中心となって設立した相互保証会社である(表-9)。

1社当たりの平均保証残高は、SOCAMAが4,850ユーロ(約70万円)、SIAGIが1万5,300ユーロ(約200万円)と少額だが、保証企業数は両社合計で35万4,000社にのぼる。相互保証会社は数が減少しているとはいえ、小規模企業層の小口の資金調達において一定の役割を果たしていると評価できるだろう。

(5) 債務者保護の定め

以上のように、フランスには民間金融機関を通じて中小企業に資金を円滑に供給しようとする制度や機関が存在する。しかしその一方で、融資に対して抑制的に作用するような制度もある。

ア 上限金利の規制

一つは上限金利の規制である。フランスには1807年から上限金利に関する規制が存在する。現

表-8 SOCAMA の概要 (2002年)

創設	1917年
出資者	中小企業経営者28万人
会社数	42社
役員数	約800人
取扱銀行	庶民銀行
保証金額	上限15万ユーロ(約2,000万円)
保証割合	原則100%
保証企業数	31万社(ストック)
保証残高 (1社当たり)	15億188万ユーロ(約2,000億円) 4,850ユーロ(約70万円)

資料：Fédération Nationale des SOCAMA (全国 SOCAMA 連合会) における聞き取り調査、DOUETTE [2003]

表-9 SIAGI の概要 (2002年)

創設	1966年
出資者	手工業会議所連盟, 手工業会議所
拠点数	29カ所
従業員数	102人
取扱銀行	庶民銀行以外の8銀行
保証金額	上限30万ユーロ(約4,000万円)
保証割合	50%
保証企業数	4万4,000社(ストック)
保証残高 (1社当たり)	6億7,400万ユーロ(約900億円) 1万5,300ユーロ(約200万円)

資料：SIAGI [2003], DOUETTE [2003]

<sup>16</sup> 例えば、建築・土木業、運輸業を専門とする大手相互保証会社だった事業設備中央銀行 (CCME: Comptoir Central de Matériel d'Entreprise) は1996年に解散した (GALESNE [2001] p.242)。

<sup>17</sup> 中小企業信用保険公庫 [1995] p.13

在は、消費法典313条の3によって上限金利が次のように定められている。すなわち、フランス銀行が四半期ごとに消費者金融や事業金融など各分野の市場金利を調査し、それぞれの平均金利の3分の4を翌四半期の上限金利とする。そして、この上限金利を超過すると高利とみなされ、超過部分が無効となるだけでなく、禁固刑や違反企業の閉鎖などを含めた厳しい制裁が科されるというものである。

2005年第2四半期に適用されている上限金利は表一10のとおりである。日本では出資法によって定められた上限金利は29.2%、利息制限法によって定められた上限金利は元本の金額に応じて15～20%となっている<sup>18</sup>。フランスの上限金利は市場金利に応じて変動するので単純には比較できないものの、総じて低い水準に抑えられているといえるだろう。

このため、リスクを織り込んだ金利を設定するのは容易ではない<sup>19</sup>。2003年にはリスクに対応した金利を設定しやすいように、上限金利の規制は事業法人向けの融資（当座貸越を除く）に対して適用されなくなった<sup>20</sup>。しかしながら、個人事業主向けの融資には依然として厳格な規制が適用されており、リスクに応じた金利は設定しにくいままである。その結果、規模の小さな個人企業や創業企業は相対的に融資が受けづらくなっている。

実際に、BRED 庶民銀行の個人事業部長 Gérard COMPERAT さんは「リスクに応じた金利を設定したいが、上限金利が設定されているので困難だ。このためリスクが低い案件を中心に手がけざるを得ない」と語る。また、小口の創業資金を融資する非営利組織の ADIE（後述）においても同様に、「上限金利の規制によって融資の途を絶たれている人は少なくない」と指摘する声があった。

表一10 上限金利

(単位：%)

対象者	融資の種類	2005年第1四半期の平均金利	2005年4月以降の上限金利
個人	住宅ローン（固定金利）	4.72	6.29
	住宅ローン（変動金利）	4.27	5.69
	住宅ローン（つなぎ融資）	4.65	6.20
	消費者ローン（1,524ユーロ以下）	14.70	19.60
	消費者ローン（1,524ユーロを超える当座貸し越しなど）	12.40	16.53
	消費者ローン（1,524ユーロを超えるその他のローン）	6.65	8.87
個人事業主など	物品購入または月賦払い	6.40	8.53
	2年以上の変動金利	4.34	5.79
	2年以上の固定金利	4.82	6.43
	当座貸し越し	8.66	11.55
	2年以内のその他の融資	5.75	7.67
事業法人	当座貸し越し	8.66	11.55

資料：2005年3月25日付け官報

<sup>18</sup> 元本10万円未満の場合は20%、10万円以上100万円未満の場合は18%、100万円以上の場合は15%と定められている（利息制限法第1条）。

<sup>19</sup> このほかにも、上限金利の算定方法には主に次のような問題点が指摘されている（CHOINEL [2002] p.130）。

一つは、平均金利の算定期時と上限金利の適用時期が1四半期ずれていることである。金利上昇局面では実勢に応じた金利設定がしづらくなる。もう一つは、低金利の時期には平均金利と上限金利の乖離幅（＝平均金利×1/3）が縮小することである。その結果、金融機関にとって金利設定の幅が狭まる。

<sup>20</sup> 2003年8月1日付け法律第2003-721号（通称デュトレイユ（Dutreuil）法）第32条

イ 個人事業主の非事業用資産を保護する制度  
 中小企業向けの融資を抑制するもう一つの制度は、個人事業主の非事業用資産に関する規制である。

個人事業主の場合、一般的に事業用資産と非事業用資産の間に法的な区分はない。したがって、事業運営によって生じた債務であろうと、住宅ローンなどの個人的な債務であろうと、個人が負う債務の返済には、現在及び将来の個人のすべての資産を充てなければならない<sup>21</sup>。しかしながら、個人事業主の非事業用資産を保護するために、フランスでは次の三つの制度が設けられている。

第1は、差し押さえの対象となる資産の優先順位に関するものである。

個人事業主の事業上の債権者（仕入先など）がその個人資産を差し押さえようとする場合、個人事業主は債権者に対して、事業用資産の差し押さえを優先するように要求できる<sup>22</sup>。ただし、優先的に提供される事業用資産は、債権額をまかなうのに十分な価額でなければならない。

債権者にとっては、処分が容易な資産を差し押

さえようとしても、それが非事業用資産の場合は、差し押さえを制限されるおそれがある。

第2は、金融機関が徴求する担保物件に関する定めである。

個人事業主が事業上の資金を借り入れるに当たり、金融機関が非事業用資産を担保として徴求する場合、一定の手続きを踏まなければならない（表—11）<sup>23</sup>。すなわち、金融機関は個人事業主に対して、非事業用資産の代わりに事業用資産を担保として提供する機会を与えなければならない。金融機関は優先的に提供された担保を徴求する義務はなく、融資を断ることもできる。しかし、銀行が上記の手続きを怠った場合には、設定した担保権の実行が制約されることになる。

この定めは、金融機関が事業用資産を優先して担保として徴求することを狙いとするものである。

第3は、個人事業主の居住用不動産を保護する制度である。

個人事業主は主たる住居として利用している不動産を、事業上の債務を理由とする差し押さえの対象から除外する届け出ができる<sup>24</sup>。これは創業

表—11 金融機関が個人企業の非事業用資産を担保として徴求する際の手続き

1 金融機関から個人事業主に対する通知（書面）	（通知内容） ・金融機関は非事業用資産に対する担保を徴求する意図があること ・個人事業主は非事業用資産の代わりに事業用資産を担保として提供することを金融機関に提案できること
2 個人事業主の回答（15日以内）	（個人事業主は以下のいずれかを回答する） ・金融機関の要求を受け入れる（非事業用資産を担保として提供する） ・非事業用資産の代わりに事業用資産を担保として提供する旨提案する
3 金融機関の回答（書面）	（金融機関は以下のいずれかを回答する） ・個人事業主の提案を受諾し、事業用資産を担保として徴求する ・個人事業主の提案を受諾するが、担保価額を示した上で、担保不足を担保または保証人によって補完するよう求める ・個人事業主の提案を拒絶し、当初要求した非事業用資産を担保として徴求することに同意するよう求める

資料：通貨金融法典（Code monétaire et financier）第313条の21ほか

<sup>21</sup> 民法第2092条。

<sup>22</sup> 1991年7月9日付け法律第91-650号第22条の1。

<sup>23</sup> 1984年銀行法第60条の1。現在この条文は、通貨金融法典第313条の21にそのまま引き継がれている。

<sup>24</sup> デュトゥレイユ法第8条

を促進するために2003年に導入された措置の一つである。起業家のリスクを低減させることで創業の活発化を図ろうとしているのだ。とはいえ、融資する金融機関にとっては債権保全の範囲が狭められることになる。

これら三つの制度は、個人事業主の非事業用資産を保護することを目的としている。しかしながら、金融機関にとっては債権保全の選択肢が狭められたり、手間がかかったりすることから、融資に対してはどうしても抑制的に作用するようになる。

#### (6) 慎重な融資姿勢

このように、上限金利規制など債務者を保護する定めがあることから、多くの民間金融機関は中小企業向けの融資に対して慎重な姿勢で臨まざるをえない。

例えば商工銀行の法人部門では、中小企業向けの融資に当たって表12のような審査基準を設けている。これらのうち、財務内容に関する基準はかなり厳格である。

ちなみに、国民生活金融公庫「経営状況調査」(2004年)の調査対象である小規模企業(法人)

にこの基準を当てはめてみると、クリアできる企業はかなり少ない。会計基準の違いなどから、厳密にはフランスの審査基準を日本の中小企業にそのまま当てはめられないかもしれないが、フランスでは中小企業向け融資に対する民間金融機関の姿勢が総じて慎重であることはうかがえる。

その結果、フランスでは中小企業の資金調達に占める金融機関借入金の割合は日本の3分の1程度にすぎない(図-1)。それを自己資本と企業間信用(買入債務・前受金)によって補う構造になっている。

また、民間銀行の企業向け融資残高(2003年末)は4,463億ユーロ(約60兆円)、GDPに対する比率でみると28.7%である(図-2)。日本(60.0%)と比べると水準はきわめて低い。これも融資姿勢が慎重であることを反映しているものと思われる。

## 4 公的金融機関を通じた資金供給

民間金融機関は中小企業向けの融資に総じて慎重な姿勢を取っている。そこでフランス政府は、資金供給の円滑化を図るために、二つの対応策を

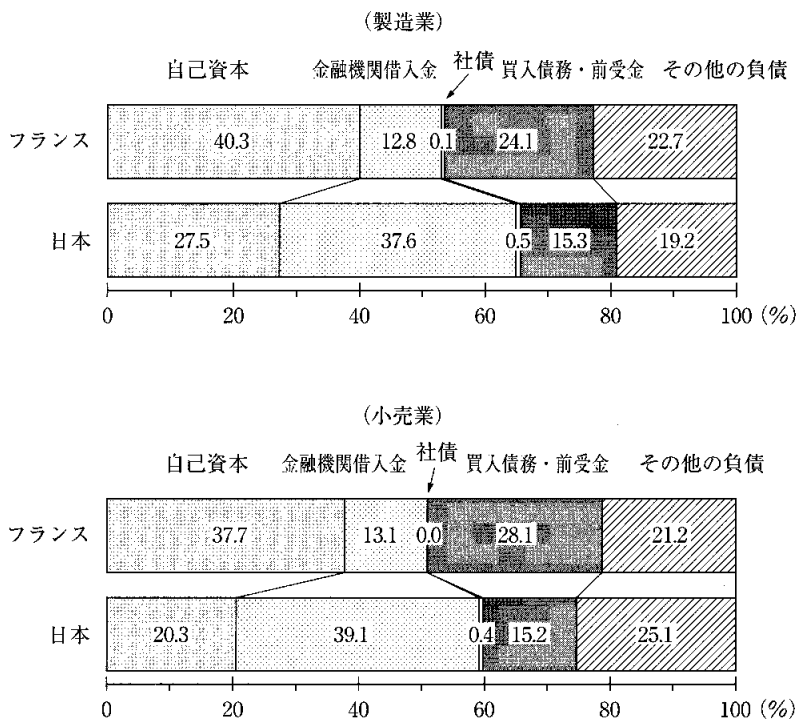
表12 商工銀行における中小企業向け融資の主な審査基準

	<拒絶基準>	<参考>
沿革や支払いぶり	①企業の過去の債務が未清算である場合 ②経営者に倒産歴がある場合 ③税金・社会保険料を滞納している場合 ④過去の顧客で取引履歴が良くない場合	日本の小規模企業(法人)のうち、財務内容の各基準にあてはまる企業の割合
財務内容	①自己資本 $\geq 0$ ②長期債務 $\leq$ 年間キャッシュフローの4倍 ③長期債務 $\leq$ 自己資本 ④金融コスト $\leq$ EBITA(注)の2/3 ⑤年間返済額 $\leq$ 年間キャッシュフローの0.65倍	73.0% 19.7% 24.1% 69.3% n.a
保全	○担保または保証(経営者個人の保証、BDPMEの信用保証)は必須	
その他	○融資額は投資額(付加価値税を除く)の80%以内	

資料：商工銀行における聞き取り調査、国民生活金融公庫「経営状況調査」(2004年)再編加工  
(注)EBITAとは金利支払い前・税引き前・償却前の利益である。

フランスの中小企業金融

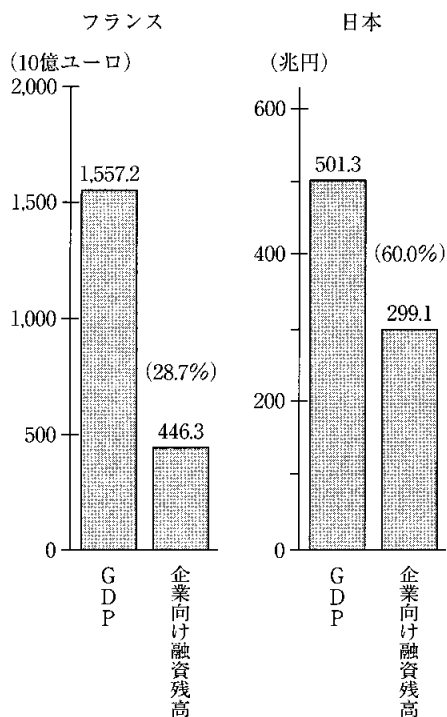
図一 中小企業の資金調達構造 (2002年)



資料：DG for economic and financial affairs, EU "BACH DATABASE"

(注) フランスは年間売上高700万ユーロ (約10億円) 未満の法人企業, 日本は資本金1億円未満の法人企業を集計している。

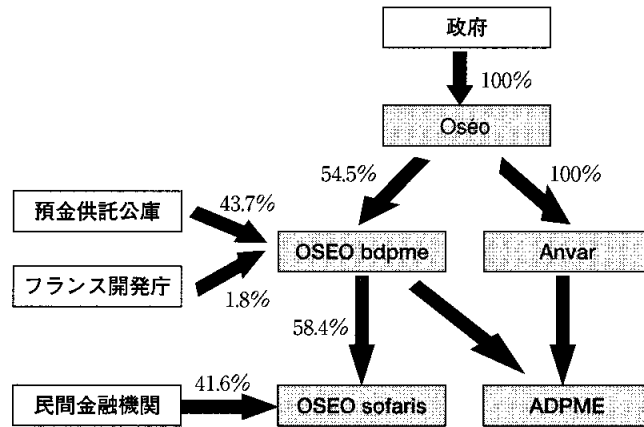
図二 民間銀行の企業向け融資残高とGDPとの比較 (2003年)



資料：フランス銀行, INSEE, 日本銀行, 内閣府

- (注) 1 フランスは暦年 (暦年末), 日本は年度 (年度末) の数値である。  
 2 ( ) 内は企業向け融資残高のGDPに対する比率である。  
 3 フランスの企業向け融資残高は, フランス本土の民間銀行 (相互・協同組合銀行を含む) による国内企業 (非金融法人および個人企業) 向けの融資を集計している。なおフランスでは, 企業規模別の融資残高に関する統計は公表されていない。  
 4 日本の企業向け融資残高は, 国内銀行, 信用金庫, 信用組合による企業 (金融・保険業を除く法人および個人企業) 向けの融資を集計している。ただし, 信用組合は総貸出を企業向けとみなした。

図-3 Oséoグループの主要な資本関係



資料：Oséoグループのウェブサイト (<http://www.oseo.fr>)

(注) 1 数値は出資比率を表す。

2 網掛け部分がOséoグループを構成する。

講じている。一つは公的金融機関を通じた資金供給である。

中小企業開発銀行 (BDPME: Banque du Développement des PME) は中小企業向けに融資と信用保証を行う政府系金融機関である。融資を行う中小企業設備銀行 (CEPME: Crédit d'équipement des PME, 1980年設立) と信用保証を供与するフランス中小企業信用保証会社 (Sofaris: Société Française de garantie des financements des PME, 1982年設立) を統合する持ち株会社として1997年に設立された<sup>25</sup>。

### (1) 制度の特徴

BDPMEの融資・信用保証制度 (表-13) には三つの特徴がある。

第1は民間金融機関とリスクを分担し合う制度であることだ。

BDPMEの融資は、民間金融機関との協調融資に限定されており、総融資額の50% (創業期の中小企業向けには33%) を上限とする。信用保証については、民間金融機関の融資の一部を保証する部分保証になっている。保証割合は業歴3年以上の中小企業に対しては原則40%以内、創業期の中小企業に対しては70%以内である。

このような制度を設計した最大の狙いは、BDPMEがリスクの一部を負担することで、中小企業への融資に消極的な民間金融機関から融資を引き出すことにある。さらに、民間金融機関とリスクを分担しあうことで、民間金融機関のモラルハザードを回避することもできる。

<sup>25</sup> BDPMEは2005年1月17日に、Anvar (Agence nationale de valorisation de la recherche: 国立研究開発公社, 研究開発型企業に助成や融資を行う機関)、ADPME (Agence des PME: 中小企業エージェンシー, 中小企業向けの情報提供と調査研究を行う機関) と統合し、新たにOséoグループを形成した (oséoとは「思い切ってリスクを取り、企業をより高い所に導く」という意味を込めた造語)。同時にCEPMEは、同社及びSofarisの持ち株会社であったBDPMEを吸収合併した上で、OSEO bdpmeと改称した。またSofarisはOSEO sofarisと改称した。

ただし、融資・信用保証制度の内容などは統合前から大きくは変わっていないので、以下では統合前の旧BDPMEについて記述する。

統合の目的は、①中小企業のライフサイクルの全段階 (創業、イノベーション、発展、譲渡) に対する資金供給や情報提供などを一つの機関が担うことで利便性を高めたり、整合性の取れたサービスを提供したりすること、②BDPMEの金融ノウハウとAnvarの技術評価能力を融合することである。

なお、Oséoグループの主要な資本関係は図-3のとおりである。



フランスの中小企業金融

表—13 BDPME の主要な融資・信用保証制度

①融資

	業歴3年以上の中小企業向け	創業期の中小企業向け (PCE)
対象企業	創業後3年以上の中小企業 (個人または法人)	創業前または創業後3年未満の中小企業 (個人または法人)
融資額	設備資金: 4万ユーロ (約500万円) 以上 不動産資金: 15万ユーロ (約2,000万円) 以上 総融資額の50%以内 (例外的に70%以内)	2,000~7,000ユーロ (約30万~95万円) 総融資額の33%以内
融資期間	2年以上12年以内	5年 (うち据置6カ月)
金利	民間金融機関の融資と同一条件	固定金利 (5年もの国債+1.7%) ※2004年12月現在5.15%
保全		無担保無保証人
その他	・協調融資と信用保証を併用できる。この場合、BDPME が負うリスクの上限は、総融資額の70%以内。	・投資額4.5万ユーロ (約600万円) までの事業が対象。 ・融資の可否は民間金融機関が決定する。 ・民間金融機関の融資に当行の信用保証を付すことができる。

②信用保証

	業歴3年以上の中小企業向け	創業期の中小企業向け
対象企業	創業後3年以上の中小企業 (個人または法人)	創業前または創業後3年未満の中小企業 (個人または法人)
対象融資	・中長期 (2年以上) の融資 ・動産・不動産のリースなど	
保証金額・保証割合	75万ユーロ (約1億円) 以内 原則40%以内 (例外的に70%以内)	75万ユーロ (約1億円) 以内 70%以内
保証期間	保証対象となる融資の期間と同じ。	
保証料	融資残高に対して原則年率0.6% (保証割合が50%の場合、保証承諾額に対して年率1.2%となる)	
保全に関する規定	・民間金融機関が経営者・役員の居宅を担保に取ることを禁止する。 ・民間金融機関が徴求できる個人保証の上限は融資額の半分まで。	
その他	30万ユーロ (約4,000万円) までは、保証の可否は民間金融機関が決定できる。 融資後9カ月間の免責期間中にデフォルトが発生した場合は、代位弁済しない。 免責期間の定め (左記) は適用されない。 デフォルト債権については、民間金融機関が回収に手を尽くした後に保証割合に応じて代位弁済する。	

資料: BDPME における聞き取り調査, ウェブサイト (<http://www.oseo.fr>), 大山・成毛 [2002]

(注) 1 BDPME が負うリスク総額 (融資+信用保証) は, 300万ユーロ (約4億円) を上限とする。

2 2004年3月まで, PCE の融資額は3,000~8,000ユーロ (総融資額の50%以内) だった。

第2は創業企業向けの融資・信用保証に力を入れていることである。

融資については, 2000年9月に創設された創業融資制度 (PCE: Prêt à la Création d'Entrepri-

se) がある。これは創業前または創業後3年未満の中小企業に, 無担保無保証で融資する制度である。PCE でもやはり民間金融機関との協調融資が条件となっている<sup>26</sup>。2003年の融資件数は1万

<sup>26</sup> BDPME の融資制度が協調融資を原則としていることについて, 民業圧迫の回避がその目的であるとわが国では一般的に理解されている。しかしながら, 民間金融機関がほとんど相手にしない (すなわち民業圧迫の起こりえない) 小口の創業企業向け融資についても協調融資を条件としていることを考えると, たんに民業圧迫を回避するだけでなく, 民間金融機関から融資を引き出すことも, 制度設計の大きな狙いであると思われる。

6,500件、2004年は1万8,300件であった。

PCEと同時に実行される民間金融機関のプロパー融資に対しても信用保証を供与できる<sup>27</sup>ことから、創業企業向けの信用保証も増加傾向にある。2003年の保証件数は2万9,400件、2004年は3万3,900件であった。

第3の特徴は、小口案件については関与する民間金融機関に決定権限を委譲していることである。

PCEを実際に審査するのは、民間金融機関である。また、信用保証でも30万ユーロ(約4,000万円)までの案件は民間金融機関が保証の可否を決定する。こうすることでBDPMEは審査コストを抑えられる。また民間金融機関にとっても、BDPMEの決定を得る手間と時間を省くことができる。

## (2) 制度の限界

BDPMEは以上のような特徴をもつ制度によって、モラルハザードを回避しながら、民間金融機関に対して中小企業向け融資のインセンティブを与えている。

しかしながら一方で、制度上の限界もある。

一つは、たとえ一部でもリスクを負担することを嫌うために、BDPMEの利用に消極的な民間金融機関があることだ。PCEのようにきわめて小口の融資の場合、単価当たりのコストがかさむことから、取り扱いに消極的な金融機関は少なくない。積極的に取り扱っているのは庶民銀行グループやクレディ・アグリコルグループなど、一部の金融機関にすぎない。PCEの取扱高は両グループ合計で全体の41%を占める。

もう一つは、BDPMEを利用するかどうかを決定する主導権を民間金融機関が握っていることである。民間金融機関が承認しなければ、中小企業

はBDPMEを利用することができない。実際に、BDPMEローン支店のある幹部は「財務面が見劣りする内容であっても、経営者の能力や事業計画が優れている企業であれば、BDPMEとしては支援したいと考える。しかし、銀行が案件をBDPMEに回付してこなければ支援のしようがない」と語る。

このような制度上の限界があるため、BDPMEの融資残高(2004年末)は69億3,300万ユーロ(約9,400億円)、信用保証残高(同)55億3,500万ユーロ(約7,500億円)にすぎない(図-4)。民間銀行の企業向け融資残高(4,463億ユーロ、前掲図-2参照)と比べると、その規模はきわめて小さい。

## 5 民間非営利組織を通じた資金供給

中小企業への資金供給を円滑化するためにフランス政府が講じているもう一つの対応策は、民間非営利組織を通じた資金供給である。リスクが高く民間金融機関が取り扱いに消極的な創業資金を、民間非営利組織を通じて供給している。

フランスには、創業希望者等の資金調達を支援する非営利組織の全国ネットワークが四つ存在する(表-14)。いずれの組織も失業者等が自己雇用の場を創出することを目的として活動している。フランスで失業問題が深刻化した1980年代以降、相次いで創設された。

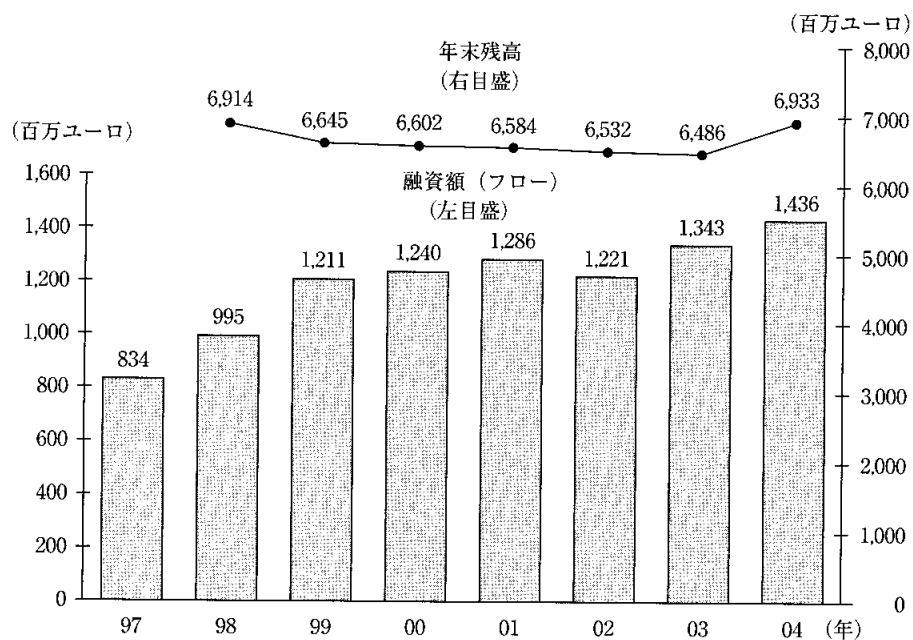
支援実績は4組織合計で年間1万4,000件程度である。フランスの創業企業数は19万9,000社(2003年)なので、支援実績は無視できない大きさである。

以下では、支援策のタイプが異なる三つのネットワークについて紹介する。

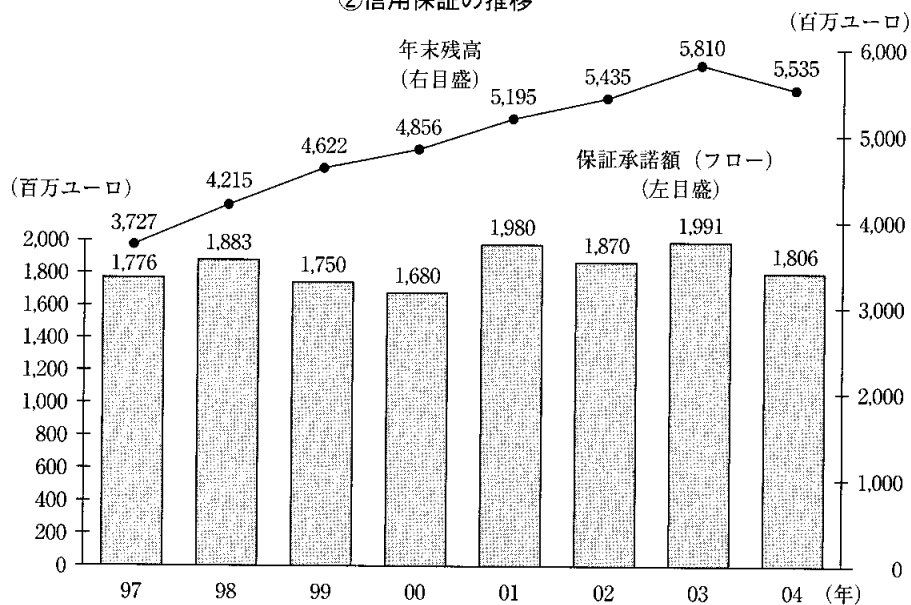
<sup>27</sup> 例えばBDPMEが7,000ユーロ、民間金融機関が1万4,000ユーロを融資し、さらに民間金融機関のプロパー融資に対してBDPMEが信用保証(保証割合70%)を供与した場合、BDPMEが負担するリスクは1万6,800ユーロ(総融資額2万1,000ユーロの80%)になる。

図-4 BDPMEの実績

① 協調融資の推移



② 信用保証の推移



資料：OSEO bdpmc [2004]，OSEO sofaris [2004] ほか

表—14 創業希望者等の資金調達を支援する主要な民間非営利組織

名称	設立年	拠点数	支援の種類	支援実績 (2003年)		活動内容
				件数 (件)	金額 (万ユーロ)	
FIR (France Initiative Réseau)	1981年	237	融資	*6,550	*4,590	創業者個人に対して、無担保・無保証・無利子で「みなし自己資金」を融資し、民間銀行の融資を引き出すテコの役割を果たす。
ADIE	1989年	22	融資	5,349	na	失業者や低所得者等の創業希望者に対して小口融資を行ったり、アドバイスを与えたりして、自己雇用の場の創出を目指す。
France Active	1988年	45	信用保証, 出資	1,109	2,430	長期失業者や低所得者等の創業希望者を対象に、主に信用保証によって支援する。
Réseau Entreprendre	1986年	31	融資	237	580	FIRと同じ。

資料：Réseau Entreprendre はウェブサイト (<http://www.reseau-entreprendre.org>)、それ以外は聞き取り調査

(注) 1 \*印は2002年の数値である。

2 支援実績には、労働連帯省やBDPMEなどの窓口として仲介業務を受託した案件は含まれていない。

(1) FIR

FIR (France Initiative Réseau：直訳すると「フランス挑戦ネットワーク」) は全国に237の地域組織をもつ association<sup>28</sup>である。地域組織もそれぞれが独立した association であり、FIR はそれらをネットワーク化している。

FIR が支援対象としているのは、事業として成り立つ可能性が高い計画をもちながらも、資金不足のために独力では創業できない人である。支援内容は融資と個別指導の二つに分けられる。

FIR は地方自治体や預金供託公庫、民間企業や金融機関などから資金提供を受けており、これを融資の原資に充てている。

融資は prêt d'honneur (信用貸付) といわれる制度である (表—15)。その特徴は、たんに民間金融機関に代わって融資するのではなく、民間金融機関から融資を引き出すテコの役割を果たすところにある。

prêt d'honneur は創業者個人に無担保・無保

表—15 FIR の融資制度 (prêt d'honneur)

対象者	創業費用30万ユーロ (約4,000万円) までの事業計画をもつ個人
融資金額	4,000～3万ユーロ (約50万～400万円)
融資条件	金利：無利子 保全：無担保・無保証人 期間：2～5年 (据置3カ月) その他：創業者個人に対する融資 原則として、民間金融機関から資金を調達することが融資の前提条件

資料：FIR および FIR 傘下の Paris Initiative Entreprises における聞き取り調査

証人、しかも無利子で融資する制度なので、民間金融機関からは自己資金とみなされる。その結果、創業者は民間金融機関から融資を受けやすくなる。実際に、2002年に prêt d'honneur を利用した創業者6,550人のうち78%が平均3万5,400ユーロ (約480万円) の銀行融資を獲得している。prêt d'honneur の平均金額は7,037ユーロ (約95万円) なので、テコの効果は5倍に及ぶ。

例えば、パリ市内でレストランを創業した Hansel et Gretel 社の場合、prêt d'honneur で

<sup>28</sup> 正式には association selon la loi de 1901 (1901年法に基づく協同組合)。非営利組織の一種であり、日本では公益法人、社団法人、特定非営利活動法人などに相当するといわれている。

1万4,000ユーロ（約200万円）を借り入れたのに対して、民間金融機関からは4万8,000ユーロ（約650万円）を調達できた（事例—1）。また、釣具店を営む Rêve de Pêche 社も同様に、prêt d'honneur の2万5,000ユーロ（約350万円）に対して、民間金融機関から7万5,000ユーロ（約1,000万円）の融資を引き出すことができた（事例—2）。ただし、両社とも民間金融機関からプロパーの資金を借りられたわけではない。前者には France Active（後述）の、後者にはBDPME の信用保証を付することが求められた。

個別指導に関しては、事業計画づくりの指導と創業後のアドバイスや経営指導を行っている。

FIR は創業希望者から持ち込まれた事業計画（2002年の実績は約31,600件）を吟味する。そのうち事業として成り立つ可能性のある計画（同約13,600件）を選定し、地域組織に所属するコンサルタント、ボランティアとして参加している専門家（公認会計士、銀行員など）や企業経営者などが指導して事業計画を練り上げる。また創業後も、地域組織にボランティアとして参加している専門家がフォローする体制をとり、経理や経営に関してコンサルティングを行っている。

このように創業前後に個別指導を行うこともまた、民間金融機関から融資を引き出しやすくしているのである。

#### 事例—1 Hansel et Gretel 社（有限会社）

所 在：パリ市

設立年月：2004年5月

事業内容：レストラン

従業者数：2人

創業資金：9万ユーロ（約1,200万円）

（	自己資金	2万8,000ユーロ
	prêt d'honneur	1万4,000ユーロ
	Crédit Mutuel	4万8,000ユーロ
）		

同社は出版社を解雇された Murielle BRUNEAU さんが友人と一緒に設立した企業である。

創業資金として約9万ユーロ（約1,200万円）必要だったが、自己資金は2万8,000ユーロ（約400万円）しかなかった。いくつかの銀行に融資について相談したものの、飲食店で働いた経験がなく、年齢も若かったことから、まったく相手にされなかった。

それでも創業をあきらめきれず、パリ商工会議所で創業希望者向けの研修を受けているとき、prêt d'honneur の制度を知った。

さっそく Paris Initiative Entreprises（FIR 傘下の組織）に申し込んだ BRUNEAU さんは、かつての勤務先で会計やマーケティングの仕事をしていた経験を生かして、60ページにも及ぶ事業計画書を作成した。計画書には、毎月の収支予測に加えて、手作りクッキーやジャムの販売、地域の子どもの誕生会に場所と食事を提供することなどを盛り込んだ。こうした事業計画書が評価され、2カ月間の審査を経て1万4,000ユーロ（約200万円）を調達できた。

prêt d'honneur と並行して、BRUNEAU さんは民間銀行のクレディ・ミュチュアルにも融資を申し込んだ。同行からは、France Active の信用保証を条件に、4万8,000ユーロ（約650万円）を調達することができた。

#### 事例—2 Rêve de Pêche 社（有限会社）

所 在：パリ市

設立年月：2004年6月

事業内容：釣具店

従業者数：2人

創業資金：25万ユーロ（約3,500万円）

(企業間信用 15万ユーロ)  
 (prêt d'honneur 2万5,000ユーロ)  
 (Fortis Banque 7万5,000ユーロ)

同社は、同じ釣りクラブに所属していた Michaël TOUCHAT さんと Pascal DANOT さんが失業をきっかけに設立した企業である。

当初は、庶民銀行やクレディ・リヨネなど民間銀行に足を運んで融資を打診したものの、「失業中である」、「多くの在庫を抱える」という理由でまったく相手にしてもらえなかった。やむなく二人は創業をあきらめて、職業安定所に通うようになった。すると、職業安定所で失業者を対象とする prêt d'honneur を知り、Paris Initiative Entreprises に申し込んだ。

審査の場で二人は、豊富な品ぞろえやインターネット販売、釣りクラブ仲間の来店が見込めることなどをアピールした。こうした事業計画が評価され、融資を獲得できた。

その結果、民間銀行の Fortis Banque からも融資を引き出すことができた。ただし同行の融資のうち、70%にはBDPMEの信用保証、30%には二人の個人保証を付している。

## (2) ADIE

ADIE (Association pour le Droit à l'Initiative Économique, 直訳すると「経済的に自立する権利のための組織」) は、失業者や生活保護受給者など、金融システムや雇用市場にアクセスできない人を対象に、経済的な自立を促すために創設された association である。活動内容は創業資金の融資と経営サポートの二つである。

融資制度のメインは創業連携融資 (Prêt solidaire de création) である。これは、創業希望者に対して5,000ユーロ (約70万円) までの小口資金を融資する制度である (表—16)。

表—16 ADIE の主要な融資制度 (創業連携融資: Prêt solidaire de création)

対象者	銀行融資にアクセスできない創業者 (失業者等)
融資金額	5,000ユーロ (約70万円) 以内
融資条件	金利: 5.2% (2004年11月現在) 期間: 24カ月以内 保全: 連帯保証人 (家族、友人など) が融資総額の50%を保証する その他: 年率1.2%の協力分担金 (contribution de solidarité) を負担する
<参考>	返済比率: 94%

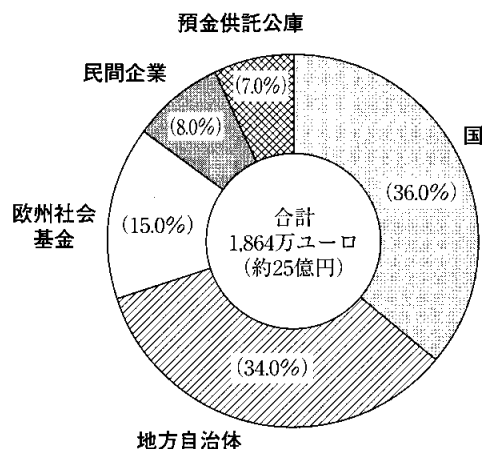
資料: ADIE における聞き取り調査

審査では、<sup>ちみつ</sup>緻密な事業計画書よりはむしろ、信頼関係を構築できる人物かどうか、そして本人の経験や意欲、身近な支援者の存在などといったことを重視する。これらを見極めるために、ADIE のアドバイザーは1回につき2時間ずつ、少なくとも2回は申込人と面談する。また連帯保証人を徴求するに当たっては、保証能力の有無よりも、申込人についてよく知っている人かどうかを基準に選定する。そうすることで支援者の存在を確認できる。

融資先に対しては、融資の全期間にわたって助言やコンサルティングなどの経営サポートも提供している。その担い手はボランティアとして参加している企業経営者や公認会計士、銀行員などである。現在約700人のボランティアがADIEを支えている。

融資の主な原資はADIEとパートナー契約を結んでいる銀行からの借入金と融資の回収金である。つまり、ADIEが審査機能を提供して間接的に民間金融機関から資金が供給されていることになる。また、融資額の6%程度発生する不良債権については、国が創設した経済再編入保証基金 (Fonds de Garantie Insertion par l'Économie) によって補てんされる。一方、経営サポートの費用を含むADIEの運営資金 (年間1,900万ユーロ (約25億円)) は国、地方自治体、欧州社

図一5 ADIEの運営費用の調達先 (2003年)



資料：ADIE資料

会基金、民間企業などの拠出によってまかなわれている (図一5)。

### (3) France Active

France Active は1988年に預金供託公庫やMACIF財団 (保険会社団体の関連財団)、民間銀行などの出捐<sup>しゅつえん</sup>によって設立された association である。全国に45の地域組織をもつ。

France Active の活動の特徴は二つある。

第1は長期失業者や低所得者等の支援を狙いとしていることだ。したがって失業者等が創業しようとする場合だけでなく、失業者等を雇用する企業も支援対象としている。

第2は信用保証を主体としていることである。France Active でも設立当初は小口の創業資金を融資していた。しかし小口資金だけで創業してしまうと、創業直後に資金不足に陥りがちである。企業が存続していくためには銀行取引が不可欠だと考え、信用保証による支援を主体にするようになった。

信用保証は融資の65%を上限とする部分保証である (表一17)。保証承諾額は最高3万500ユーロ (約400万円)、保証料は保証承諾額の2%となっている。

表一17 France Active の主要な信用保証制度

対象者	・失業者や経済的に不安定な状態にある者が創業する企業、または創業した企業 (創業後3年未満) ・経済活動によって失業者等の社会的再編入を図る組織など
対象融資	融資金額に上限・下限なし 融資期間は6カ月以上 (特定のケースは2年以上)
保証金額・保証割合	原則3万500ユーロ (約400万円) 以内 65% (一部50%)
保証期間	5年以内
保証料	保証実行時に保証承諾額の2%

資料：France Active における聞き取り調査、France Active のウェブサイト (<http://www.franceactive.org>)

France Active の地域組織は案件の保証の可否を審査委員会で検討する。この委員会には、公認会計士などの専門家や企業経営者のほかに、銀行の審査担当者も参加している。このため保証が決定すると銀行から迅速に融資を受けることができる。信用保証を与えた企業に対しては、FIR などと同様、創業後2~3年にわたって経営のフォローを行っている。

## 6 まとめ

以上、フランスにおける中小企業金融の特徴的な仕組みをみてきた。その多くに共通しているのは、民間金融機関が負担するコストやリスクを低減させることで、民間金融機関から融資を引き出そうとする発想である。

民間金融機関のリスクを低減させる仕組みとしては、政府系金融機関や非営利組織がある。BDPME や France Active はリスクの一部を負担することで、民間金融機関に融資のインセンティブを与えている。また FIR は、自己資金とみなされる資金を創業者に融資することで、民間金融機関のリスクを低減させ、融資を引き出しやすいようにしている。

審査のコストを低減させる仕組みとしては、商

事裁判所やフランス銀行が提供する企業情報が典型的だ。あるいはADIEのように、審査機能を提供して民間金融機関の資金を間接的に供給する手法もある。

融資後のモニタリングコストを低減させる仕組みとしては、非営利組織が提供する個別指導がある。非営利組織にボランティアで参加している公認会計士や弁護士、コンサルタントなどの専門家が、創業企業に対して適切なアドバイスを与え、経営の自立を支援している。非営利組織と提携して融資を実行した民間金融機関にとってみれば、モニタリングを非営利組織に委ねていることになる。

さらに、CODEVIのように融資の原資を低コ

ストで調達できる仕組みもある。

フランスでは、歴史的に形成されてきた法制度や金融制度などをベースとして、現在の仕組みの多くが成り立っている。例えば、商事裁判所のInfogreffeは倒産予防のために設けられた制度が発展したものである。フランス銀行のFIBENは再割引手形の適格性を判定するための制度を起源とする。上限金利の規制のように、1800年代初めにまでさかのぼる制度もある。

このように、日本と大きく異なる制度をベースとして成り立っている仕組みを、そのまま日本に適用するのは無理がある。重要なのは、その仕組みの背景にある発想に学ぶことである。

#### 参考文献

- 宇野雅夫・折茂建 [2004] 「政策金融の国際比較 (欧州編)」, 財務省財務総合政策研究所
- 大山陽久・成毛建介 [2002] 「フランスにおける中小企業向け公的金融制度の特徴」日本銀行海外事務所ワーキングペーパーシリーズ
- 中小企業金融公庫 [2005] 『欧米主要国の中小企業向け政策金融～制度の違いを生み出す背景』 中小公庫レポート No.2004-10
- 中小企業信用保険公庫 [1995] 『フランス, イタリア, イギリスの信用保証制度』
- 中小企業総合事業団 [2003] 『ドイツ, イタリア, フランス及びイギリスの信用保証制度』
- 廣住亮 [2005] 「欧州協同組織金融機関の現状と考察—信用金庫が環境変化に対応するための参考として—」 信金中央金庫 金融調査情報16-10
- 村上義昭 [2004] 「フランスの創業支援—雇用政策の要としての創業支援策」『国民生活金融公庫調査月報』 2004年5月号, 中小企業リサーチセンター
- 山村延郎 [2003] 「フランス・オランダの地域金融システム—欧州における「リレーションシップ・バンキング」の実態と日本への示唆—」 金融庁金融研究研修センターディスカッションペーパー
- Agence des PME [2003 a] “PME: clés de lecture”
- Agence des PME [2003 b] “PME: l’appui à la création”
- Banque de France [2001] “Le financement des entreprises”
- Banque de France [2004 a] “La banque de données FIBEN” Note d’Information No133
- Banque de France [2004 b] “Nouvelle Echelle de Cotation: premières données chiffrées”
- CERLES, Alain [2004] “Le cautionnement et la banque”, Revue Banque
- CHOINEL, Alain [2002] “Le Système bancaire et financier: Approches française et européenne”, Revue Banque
- Commission des Finances, du contrôle budgétaire et des comptes économiques de la Nation [2003] “Rapport d’Information”, Annexe au procès-verbal de la séance du 10 avril 2003, SÉNAT
- DOUETTE, André [2003] “Les systèmes de garantie membres de l’association Européenne du



cautionnement mutuel”

GALESNE, Alain [2001] “Le Diagnostic Bancaire de l’Entreprise”

LABOUREIX, Dominique et LAURIN, Alain [1994] “Le risque PME”, Banque de France “Bulletin de la Banque de France 4<sup>e</sup> trimestre 1994”

LEGEAIS, Dominique [2004] “Sûretés et garanties du crédit”, L. G. D. J

PLESSIS, Alain [2003] “Histoire des banques en France”

#### 次の各機関の年次報告書

ADIE (Association pour le Droit à l’Initiative Économique) [2003]

BDPME (Banque du Développement des PME) [2003]

CECEI (Comité des Établissements de Crédit et des Entreprises d’Investissement) [2003]

CEPME (Crédit d’équipement des PME) [2003]

Commission Bancaire [2003]

Groupe Banques Populaires [2003]

Groupe Caisses d’épargne [2003]

Groupe CIC (Crédit Industriel et Commercial) [2003]

Groupe Crédit Mutuel [2003]

OSEO bdpme [2004]

OSEO sofaris [2004]

SIAGI (Société Interprofessionnelle Artisanale de Garantie d’Investissements) [2003]

Sofaris (Société Française de garantie des financements des PME) [2003]

#### 次の各機関・企業等への聞き取り調査 (名称は訪問当時のもの)

##### ① 官庁

経済財政産業省：2003年10月20日

経済財政産業省中小企業担当局：2003年10月20日

##### ② 金融機関

Banque de France：2004年11月3日

Banque Fédérale des Banques Populaires：2004年11月9日

BDPME (本店)：2003年10月21日, 2004年11月2日

BDPME (ローヌ支所)：2003年10月29日

BRED Banque Populaire：2004年11月5日

Caisse d’épargne et de prévoyance Ile de France-Paris：2004年11月5日

CIC (Crédit Industriel et Commercial)：2004年11月4日

Crédit Agricole S. A.：2003年10月22日

Fédération Nationale des SOCAMA：2004年11月9日

##### ③ 創業支援機関

ADIE (Association pour le Droit à l’Initiative Économique)：2004年11月3日

APCE (Agence pour la Création d’Entreprises)：2003年10月24日, 2004年11月4日

FIR (France Initiative Réseau)：2003年10月27日

France Active：2003年10月24日

Paris Initiative Entreprises：2003年10月27日, 2004年11月8日

##### ④ 監査法人・会計事務所

ACOFI (Assistance Comptabilité Fiduciaire)：2004年11月10日

Pricewaterhouse Coopers：2004年11月8日

⑤ 中小企業および中小企業団体

ADI Conseil (パリ市, 経営コンサルタント) : 2003年10月22日

Artxbat (パリ市, 建築設計事務所) : 2004年11月4日

Assemblée des Chambres Française de Commerce et d'Industrie (フランス商工会議所連合会) :  
2003年10月23日, 2004年11月8日

Hansel et Gretel (パリ市, レストラン) : 2004年11月5日

Lumière Technology (パリ市, 光学機器開発) : 2004年11月9日

Rêve de Pêche (パリ市, 釣具店) : 2004年11月5日

Version Internationale (リヨン市, 翻訳会社) : 2003年10月28日

Widescreen Games (リヨン市, ゲームソフト制作) : 2003年10月30日